

製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示及び高圧ガス保安法施行令関係告示の一部を改正する告示案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

- 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示 (昭和五十年通商産業省告示第二百九十九号) 1
- 高圧ガス保安法施行令関係告示 (平成九年通商産業省告示第二百二十九号) 6

○製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和五十年通商産業省告示第二百九十一号）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（その他のガス貯蔵設備等から除外される設備） 第一条の九 コンビナート等保安規則第五条第一項第五号の経済産業大臣が定める貯蔵設備及び処理設備は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 不活性ガスのうち窒素、二酸化炭素及びフルオロカーボン（可燃性ガスを除く。）の貯蔵設備及び処理設備であつて、その貯蔵能力又は処理能力が五万二千五百キログラム又は五万二千五百立方メートル（保安用不活性ガスにあつては、二十一万キログラム又は二十一万立方メートル）未満であるもの</p> <p>三・四 （略）</p> <p>（定置式製造設備において経済産業大臣が認める措置） 第一条の十三 特定不活性ガスを製造する設備（以下本条において「製造設備」という。）において、一般高圧ガス保安規則第六条第一項第三号の規定にかかわらず、同項柱書に規定する経済産業大臣が同等の安全性を有するものと認める措置又はコンビナート等保安規則第五条第一項第十四号の規定にかかわらず、同号ただし書に規定する経済産業大臣が同等の安全性を有するものと認める措置は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 製造設備には、漏えいしたガスの滞留を防止するための措</p>	<p>（その他のガス貯蔵設備等から除外される設備） 第一条の九 コンビナート等保安規則第五条第一項第五号の経済産業大臣が定める貯蔵設備及び処理設備は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 不活性ガスのうち窒素、二酸化炭素及びフルオロカーボン（可燃性のものを除く。）の貯蔵設備及び処理設備であつて、その貯蔵能力又は処理能力が五万二千五百キログラム又は五万二千五百立方メートル（保安用不活性ガスにあつては、二十一万キログラム又は二十一万立方メートル）未満であるもの</p> <p>三・四 （略）</p> <p>（定置式製造設備において経済産業大臣が認める措置） 第一条の十三 冷凍設備にフルオロレフィン千二百三十四 y f 又はフルオロオレフィン千二百三十四 z e を充填する設備において、一般高圧ガス保安規則第六条第一項第三号の規定にかかわらず、同項柱書に規定する経済産業大臣が同等の安全性を有するものと認める措置は、次の各号の全てに該当することとする。</p> <p>一 製造設備には、漏えいしたガスの滞留を防止するための措</p>

置を講ずるとともに、特定不活性ガスを製造するときは、十分に換気すること。

二 (略)

三 製造設備からのガスの漏えいを検知し、当該ガスの濃度が爆発限界の下限の十二・五パーセント以上に達した場合に警報するための設備を設けること。また、当該ガスの濃度が爆発限界の下限の二十五パーセント以上に達した場合に当該製造設備の運転を自動的に停止するための装置を設置すること。ただし、当該製造設備の運転を自動的に停止することより当該製造設備が危険な状態になるおそれがある場合にあつては、適切な方法で停止するための措置を講ずること。

(削除)

(人体用エアゾールの噴射剤として使用することができる可燃性ガス)

第十一条の二 一般高圧ガス保安規則第六条第二項第七号ロ及びコンビナート等保安規則第五条第二項第四号ロの経済産業大臣が定める可燃性ガスは、次の各号に掲げるものとする。

一〜三 (略)

置を講ずるとともに、充填する際には、充填する場所を十分に換気すること。

二 (略)

三 製造設備からのガスの漏えいを検知し、当該ガスの濃度が爆発限界の下限の十二・五パーセント以上に達した場合に警報するための設備を設けること。また、当該ガスの濃度が爆発限界の下限の二十五パーセント以上に達した場合に当該製造設備の運転を自動的に停止するための装置を設置すること。

(経済産業大臣が定める毒性ガス)

第十条の三 一般高圧ガス保安規則第六条第二項第七号イ及びコンビナート等保安規則第五条第二項第四号イの経済産業大臣が定めるものは、ホイップクリーム類(乳脂肪分を主成分とする食品又は乳脂肪代替食品を主要原料として泡立てたものをいう。)の噴射剤として当該ホイップクリーム類と同一容器内に充填する亜酸化窒素(食品、添加物等の規格基準(昭和三十四年厚生省告示第三百七十号)に規定する亜酸化窒素の成分規格に適合するものに限る。)とする。

(人体用エアゾールの噴射剤として使用することができる可燃性ガス)

第十一条の二 一般高圧ガス保安規則第六条第二項第七号ロ及びコンビナート等保安規則第五条第二項第四号ロの経済産業大臣が定める可燃性ガスは、次の各号に掲げるものとする。

一〜三 (略)

(削除)

四 前三号に掲げるガス相互の混合物

(二重管とする必要のある導管)

第十二条の十 コンビナート等保安規則第十条第二十四号後段の経済産業大臣が定める導管を二重管としなければならない箇所は、高圧ガスが通る部分であつて、高圧ガスの種類に応じて、周囲の状況が次の表に掲げる場合とする。

表 (略)

(輸入高圧ガスに関する内容物確認試験等の基準)

第十二条の十六 液化石油ガス保安規則第四十五条の三、一般高圧ガス保安規則第四十五条の三及び冷凍保安規則第三十一条の三の経済産業大臣が定める高圧ガスに関する内容物確認試験及び容器に関する安全度試験は、次に掲げるものとする。

一 高圧ガスに関する内容物確認試験

イ・ロ (略)

ハ 圧縮ガス(アセチレンを除く。)にあつてはそのガスの圧力が充填された容器の刻印等において示された耐圧試験圧力の五分の三(再充填禁止容器にあつては、五分の四)以下の圧力であり、液化ガスにあつてはその質量が容器保安規則第二十二条の規定により計算した質量以下のものであることを確認すること。

ニ 可燃性ガス及び毒性ガスにあつては、再充填禁止容器に充填されていないことを確認すること。

ホ アセチレンにあつては、アセトン又はジメチルホルムアミドを浸潤させた多孔質物を詰めてある容器に充填され、

四 フルオロオレフィン千二百三十四z e及びフルオロオレフ

イン千二百三十四z eと可燃性ガス以外のガスの混合物

五 前四号に掲げるガス相互の混合物

(二重管とする必要のある導管)

第十二条の十 コンビナート等保安規則第十条第二十四号後段の経済産業大臣が定める導管を二重管としなければならない箇所は、高圧ガスが通る部分であつて、高圧ガスの種類に応じて、周囲の状況が次の表に掲げる場合とする。

表 (略)

(輸入高圧ガスに関する内容物確認試験等の基準)

第十二条の十六 液化石油ガス保安規則第四十五条の三、一般高圧ガス保安規則第四十五条の三及び冷凍保安規則第三十一条の三の経済産業大臣が定める高圧ガスに関する内容物確認試験及び容器に関する安全度試験は、次に掲げるものとする。

一 高圧ガスに関する内容物確認試験

イ・ロ (略)

ハ 圧縮ガス(アセチレンを除く。)にあつてはそのガスの圧力が充てんされた容器の刻印等において示された耐圧試験圧力の五分の三(再充てん禁止容器にあつては、五分の四)以下の圧力であり、液化ガスにあつてはその質量が容器保安規則第二十二条の規定により計算した質量以下のものであることを確認すること。

ニ 可燃性ガス及び毒性ガスにあつては、再充てん禁止容器に充てんされていないことを確認すること。

ホ アセチレンにあつては、アセトン又はジメチルホルムアミドを浸潤させた多孔質物を詰めてある容器に充てんされ、

かつ、温度十五度においてその圧力が一・五メガパスカル以下のものであることを確認すること。

へ (略)

ト 酸化エチレンにあつては、その充填された容器に、温度四十五度において当該容器の内部のガスの圧力が〇・四メガパスカル以上になるよう窒素ガス又は炭酸ガスが充填されていることを確認すること。

チ エアゾールにあつては、次に掲げる基準に適合することを確認すること。

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 次に掲げる基準に適合する容器に充填されていること。

①～⑦ (略)

(ニ) (略)

二 (略)

(保安検査を受ける必要のない製造施設)

第十三条 (略)

2 液化石油ガス保安規則第七十七条第一項の経済産業大臣が定める製造施設は、次の第一号及び第二号のいずれにも適合するもの又は第三号に適合するものとする。

一 (略)

二 当該製造施設における製造設備の高圧ガス設備の外面から当該施設以外の可燃性ガスの製造施設の高圧ガス設備（可燃性ガスが通る部分に限る。）に対し五メートル以上、酸素の製造施設の高圧ガス設備（酸素が通る部分に限る。）に対し十メートル以上の距離を有すること。

三 製造設備が液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第三十七条の

、かつ、温度十五度においてその圧力が一・五メガパスカル以下のものであることを確認すること。

へ (略)

ト 酸化エチレンにあつては、その充てんされた容器に、温度四十五度において当該容器の内部のガスの圧力が〇・四メガパスカル以上になるよう窒素ガス又は炭酸ガスが充てんされていることを確認すること。

チ エアゾールにあつては、次に掲げる基準に適合することを確認すること。

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 次に掲げる基準に適合する容器に充てんされていること。

①～⑦ (略)

(ニ) (略)

二 (略)

(保安検査を受ける必要のない製造施設)

第十三条 (略)

2 液化石油ガス保安規則第七十七条第一項の経済産業大臣が定める製造施設は、次の第一号及び第二号のいずれにも適合するもの又は第三号に適合するものとする。

一 (略)

二 当該製造施設における製造設備の高圧ガス設備の外面から当該施設以外の可燃性ガスの製造施設の高圧ガス設備（可燃性ガスが通る部分に限る。）に対し五メートル以上、酸素の製造施設の高圧ガス設備（酸素が通る部分に限る。）に対し十メートル以上の距離を有すること。

三 製造設備が液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第三十七条の

四第一項の充~~填~~設備であつて、同法第三十七條の六第一項本文の保安検査を受けているもの又は同項ただし書の規定に基づき届け出ているもの。

(経済産業大臣が定めるフルオロカーボン)

第十五条 一般高圧ガス保安規則第百一条ただし書の着火源との接触を維持しない限り、炎が認められないものとして経済産業大臣が定めるフルオロカーボンは、次のとおりとする。

- 一 フルオロオレフィン 千二百三十四 y f
- 二 フルオロオレフィン 千二百三十四 z e

四第一項の充~~てん~~設備であつて、同法第三十七條の六第一項本文の保安検査を受けているもの又は同項ただし書の規定に基づき届け出ているもの。

第十五条 削除

改正案	現行
<p>第二条 令第二條第三項第七号の經濟産業大臣が定めるものは、 冷凍設備からフルオロカーボンを回収するフルオロカーボン回収装置（当該回収装置に接合された容器（以下「接合容器」という。）又は取り付けられた着脱可能な容器（以下「着脱容器」という。）及びその附属品を含む。以下「回収装置」という。）であつて、次の各号に掲げる要件を満たす回収装置内のフルオロカーボン（不活性のものに限る。）とする。</p> <p>一 回収装置の容器及びその附属品が、次に掲げる要件を満たすものであること。</p> <p>イ 回収されたフルオロカーボンは、内容積の合計が百二十リットル以下の回収装置の接合容器又は着脱容器に貯蔵されること。</p> <p>ロ 着脱容器及びその附属品（フルオロオレフィン千二百三十四 y f、フルオロオレフィン千二百三十四 z e、フルオロカーボン十二、フルオロカーボン二十二、フルオロカーボン三十二、フルオロカーボン百三十四 a、フルオロカーボン四百四 A、フルオロカーボン四百七 C 又はフルオロカーボン五百七 A を入れるものであつて、内容積一リットル以下のものを除く。）は、容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）に適合していること。</p> <p>二・三 （略）</p> <p>四 回収装置の安全機構等は、次に掲げる要件を満たすもので</p>	<p>第二条 令第二條第三項第六号の經濟産業大臣が定めるものは、 冷凍設備からフルオロカーボンを回収するフルオロカーボン回収装置（当該回収装置に接合された容器（以下「接合容器」という。）又は取り付けられた着脱可能な容器（以下「着脱容器」という。）及びその附属品を含む。以下「回収装置」という。）であつて、次の各号に掲げる要件を満たす回収装置内のフルオロカーボン（不活性のもの及びフルオロオレフィン千二百三十四 y f に限る。）とする。</p> <p>一 回収装置の容器及びその附属品が、次に掲げる要件を満たすものであること。</p> <p>イ 回収されたフルオロカーボンは、内容積の合計が百二十リットル（フルオロオレフィン千二百三十四 y f にあつては、四十五リットル。）以下の回収装置の接合容器又は着脱容器に貯蔵されること。</p> <p>ロ 着脱容器及びその附属品（フルオロカーボン十二、フルオロカーボン二十二、フルオロカーボン百三十四 a、フルオロカーボン四百四 A、フルオロカーボン四百七 C、フルオロカーボン五百七 A 又はフルオロオレフィン千二百三十四 y f を入れるものであつて、内容積一リットル以下のものを除く。）は、容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）に適合していること。</p> <p>二・三 （略）</p> <p>四 回収装置の安全機構等は、次に掲げる要件を満たすもので</p>

あること。

イ (略)

ロ 接合容器（フルオロオレフィン千二百三十四 y f、フルオロオレフィン千二百三十四 z e、フルオロカーボン十二、フルオロカーボン二十二、フルオロカーボン三十二、フルオロカーボン百三十四 a、フルオロカーボン四百四 A、フルオロカーボン四百七 C 又はフルオロカーボン五百七 A を入れるものであって、内容積一リットル以下のものを除く。）は安全弁（溶栓を含む。）を有すること。ただし、接合容器と回収装置本体との間にバルブ等圧力を遮断するものがない場合は、この限りでない。

ハ (略)

ニ 回収装置は、常用の温度において液化フルオロカーボンの容量が、接合容器又は着脱容器の内容積の九十パーセントを超えないようにするための過充填防止機構を有すること。

ホ (略)

ヘ 回収装置のうち一般高圧ガス保安規則第二条第一項第四号の二に規定する特定不活性ガス（以下単に「特定不活性ガス」という。）を回収するもの（以下「特定不活性ガス回収装置」という。）にあっては、当該装置に生ずる静電気を除去するための措置を講ずること。

(削除)

ト イからヘまでに掲げるほか、誤操作を行った場合でも、

安全装置等により危険状態にならない機構を有すること。

五 回収装置の構造は、次に掲げる要件を満たすものであること。

あること。

イ (略)

ロ 接合容器（フルオロカーボン十二、フルオロカーボン十二、フルオロカーボン百三十四 a、フルオロカーボン四百四 A、フルオロカーボン四百七 C、フルオロカーボン五百七 A 又はフルオロオレフィン千二百三十四 y f を入れるものであって、内容積一リットル以下のものを除く。）は安全弁（溶栓を含む。）を有すること。ただし、接合容器と回収装置本体との間にバルブ等圧力を遮断するものがない場合は、この限りでない。

ハ (略)

ニ 回収装置は、常用の温度において液化フルオロカーボンの容量が、接合容器又は着脱容器の内容積の九十パーセントを超えないようにするための過充てん防止機構を有すること。

ホ (略)

ヘ 回収装置のうちフルオロオレフィン千二百三十四 y f を回収するもの（以下「フルオロオレフィン千二百三十四 y f 回収装置」という。）にあっては、当該装置に生ずる静電気を除去するための措置を講ずること。

ト フルオロオレフィン千二百三十四 y f 回収装置にあっては、停止後、速やかに接合容器又は着脱容器との間を遮断

するための措置を講ずること。

チ イからトまでに掲げるほか、誤操作を行った場合でも、

安全装置等により危険状態にならない機構を有すること。

五 回収装置の構造は、次に掲げる要件を満たすものであること。

と。

イ(ニ) (略)

ホ 回収装置(特定不活性ガス回収装置を除く。)本体(分割できる構造のものにあつては、分割される部分ごと)のバルブ、配管、ガラス等の耐圧部分及び接合容器は、外力による損傷を防止するためのカバー等で囲まれた構造又はこれと同等の構造であること。

ヘ (略)

ト 特定不活性ガス回収装置にあつては、底部を除き装置全体をカバー等で囲まれた構造(特定不活性ガス回収装置の本体、接合容器又は着脱容器及びその附属品が一体となつたものにあつては、当該カバー等の表面積の二パーセント以上四パーセント以内の開口部が、その側面の二方向に設けられたものに限る。)とし、外力による損傷を防止するとともに、内部を十分に換気できる構造であること。

チ 特定不活性ガス回収装置にあつては、運転中に凝縮器等の冷却ファンが常時作動する構造であること。

リ 特定不活性ガス回収装置にあつては、電気設備が着火源とならないよう、カバー等で囲まれた構造又はこれと同等の構造であること。

六 (略)

七 回収装置(特定不活性ガス回収装置を除く。)本体(分割できる構造のものにあつては、分割された部分のうちフルオロカーボンが通る部分の位置)の見易い箇所に明瞭に、かつ、容易に消えない方法により、「高圧ガス取扱装置」との警戒標及び次の事項が表示されたものであること。

と。

イ(ニ) (略)

ホ 回収装置(フルオロオレフィン千二百三十四yf回収装置を除く。)本体(分割できる構造のものにあつては、分割される部分ごと)のバルブ、配管、ガラス等の耐圧部分及び接合容器は、外力による損傷を防止するためのカバー等で囲まれた構造又はこれと同等の構造であること。

ヘ (略)

ト フルオロオレフィン千二百三十四yf回収装置にあつては、底部を除き装置全体をカバー等で囲まれた構造とし、当該カバー等の表面積の二パーセント以上四パーセント以内の開口部を、その側面の二方向に設けることにより、外力による損傷を防止するとともに、内部を十分に換気できる構造であること。

チ フルオロオレフィン千二百三十四yf回収装置にあつては、運転中に凝縮器等の冷却ファンが常時作動する構造であること。

リ フルオロオレフィン千二百三十四yf回収装置にあつては、電気設備が着火源とならないよう、カバー等で囲まれた構造又はこれと同等の構造であること。

六 (略)

七 回収装置(フルオロオレフィン千二百三十四yf回収装置を除く。)本体(分割できる構造のものにあつては、分割された部分のうちフルオロカーボンが通る部分の位置)の見易い箇所に明瞭に、かつ、容易に消えない方法により、「高圧ガス取扱装置」との警戒標及び次の事項が表示されたものであること。

イソリ (略)

八 特定不活性ガス回収装置本体（分割できる構造のものにあつては、分割された部分のうち特定不活性ガスが通る部分の位置）の見易い箇所に明瞭に、かつ、容易に消えない方法により、「特定不活性ガス高圧ガス取扱装置」との警戒標及び次の事項が表示されたものであること。ただし、特定不活性ガス回収装置の接合容器又は着脱容器の内容積の合計が四十五リットル以下の場合には、リ7に規定する事項の表示は要しない。

イソチ (略)

リ 取扱以上の注意

- 1 変形、漏えい、腐食の有無の日常点検をすること
- 2 温度が四十度以上になる所で使用したり、置いたりしないこと。また、四十度以上に温めないこと
- 3 風通しの良い所で使用し、使用しないときは風通しの良い所に置くこと
- 4 火気の近くで使用しないこと
- 5 発火性の物又は引火性の物を堆積した場所の付近で使用しないこと
- 6 適切な消火設備を適切な箇所に設けること

7| 使用するときは、ガス漏えい検知警報設備を適切な箇所に設けること

8| 使用していないときは、接合容器又は着脱容器のバルブを確実に閉じること

9| 雨等でぬらさないこと

10| 粗暴な取扱いをしないこと

11| その他の取扱い上の注意

九 回収装置本体（分割できる構造のものにあつては、分割さ

イソリ (略)

八 フルオロオレフィン千二百三十四yf回収装置本体（分割できる構造のものにあつては、分割された部分のうちフルオロオレフィン千二百三十四yfが通る部分の位置）の見易い箇所に明瞭に、かつ、容易に消えない方法により、「フルオロオレフィン千二百三十四yf高圧ガス取扱装置」との警戒標及び次の事項が表示されたものであること。

イソチ (略)

リ 取扱以上の注意

- 1 変形、漏えい、腐食の有無の日常点検をすること
- 2 温度が四十度以上になる所で使用したり、置いたりしないこと。また、四十度以上に温めないこと
- 3 風通しの良い所で使用し、使用しないときは風通しの良い所に置くこと
- 4 火気の近くで使用しないこと
- 5 発火性の物又は引火性の物を堆積した場所の付近で使用しないこと
- 6 適切な消火設備を適切な箇所に設けること

(新設)

(新設)

7| 雨等でぬらさないこと

8| 粗暴な取扱いをしないこと

9| その他の取扱い上の注意

九 回収装置本体（分割できる構造のものにあつては、分割さ

れた部分のうち前号の表示がなされている部分を除く。)及び計量器(回収装置本体に接合されているものを除く。)の見易い箇所に明瞭に、かつ、容易に消えない方法により、次の事項が表示されたものであること。

イ (略)

ロ 回収装置本体のうちフルオロカーボンが通る部分が分割できる構造のものにあつては、「高圧ガス取扱装置」(特定不活性ガス回収装置にあつては、「特定不活性ガス高圧ガス取扱装置」との警戒標

ハ (略)

第四条 令第二条第三項第八号の経済産業大臣が定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 内容積三十立方センチメートル以下の容器(当該容器に充填されたガスの化学作用によって変化しないものに限る。以下同じ。)に充填された液化ガス(毒性ガス(容器保安規則第二条第三十号に規定する毒性ガスをいう。以下同じ。)を含むものを除く。)

二 次に掲げる基準に適合する容器に充填された液化フルオロオレフィン千二百三十四yf、液化フルオロカーボン十二、液化フルオロカーボン二十二、液化フルオロカーボン百三十四a、液化フルオロカーボン四百四A、液化フルオロカーボン四百七C又は液化フルオロカーボン五百七A(前号に掲げるものを除く。)

イ (略)

ロ 充填されたガスの質量百グラムにつき、液化フルオロオレフィン千二百三十四yfの容器にあつては内容積百十二

れた部分のうち前号の表示がなされている部分を除く。)及び計量器(回収装置本体に接合されているものを除く。)の見易い箇所に明瞭に、かつ、容易に消えない方法により、次の事項が表示されたものであること。

イ (略)

ロ 回収装置本体のうちフルオロカーボンが通る部分が分割できる構造のものにあつては、「高圧ガス取扱装置」(フルオロオレフィン千二百三十四yf回収装置にあつては、「フルオロオレフィン千二百三十四yf高圧ガス取扱装置」との警戒標

ハ (略)

第四条 令第二条第三項第八号の経済産業大臣が定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 内容積三十立方センチメートル以下の容器(当該容器に充填されたガスの化学作用によって変化しないものに限る。以下同じ。)に充てんされた液化ガス(毒性ガス(容器保安規則第二条第三十号に規定する毒性ガスをいう。以下同じ。)を含むものを除く。)

二 次に掲げる基準に適合する容器に充てんされた液化フルオロカーボン十二、液化フルオロカーボン二十二、液化フルオロカーボン百三十四a、液化フルオロカーボン四百四A、液化フルオロカーボン四百七C又は液化フルオロカーボン五百七A(前号に掲げるものを除く。)

イ (略)

ロ 充てんされたガスの質量百グラムにつき、液化フルオロカーボン十二の容器にあつては内容積九十二立方センチメ

立方センチメートル以上、液化フルオロカーボン十二の容器にあつては内容積九十二立方センチメートル以上、液化フルオロカーボン二十二の容器にあつては内容積百三立方センチメートル以上、液化フルオロカーボン百三十四aの容器にあつては内容積百一立方センチメートル以上、液化フルオロカーボン四百四Aの容器にあつては内容積百二十四立方センチメートル以上、液化フルオロカーボン四百七Cの容器にあつては内容積百十立方センチメートル以上、液化フルオロカーボン五百七Aの容器にあつては内容積百二十四立方センチメートル以上のものであること。

ハ 液化フルオロレフィン千二百三十四yfの容器にあつては、一・八メガパスカル以上の圧力を加えたとき変形せず、かつ、二・二メガパスカル以上の圧力を加えたとき破裂しないものであること。

ニ（略）

又 充填する容器は、本号に適合する液化フルオロレフィン千二百三十四yf、液化フルオロカーボン十二、液化フルオロカーボン二十二、液化フルオロカーボン百三十四a、液化フルオロカーボン四百四A、液化フルオロカーボン四百七C若しくは液化フルオロカーボン五百七A又は次号に適合する液化ガスの容器として使用されたことのないものであること。

ル（略）

三 温度三十五度においてゲージ圧力〇・八メガパスカル以下のものうち、毒性ガスを含まない液化ガス又は殺虫剤に用いる質量二百五十グラム以下の液化ガス（クロルメチルの質量が全質量の五十六パーセント以下で他の毒性ガスを含まないものに限る。）であつて、次に掲げる基準に適合する状態

メートル以上、液化フルオロカーボン二十二の容器にあつては内容積百三立方センチメートル以上、液化フルオロカーボン百三十四aの容器にあつては内容積百一立方センチメートル以上、液化フルオロカーボン四百四Aの容器にあつては内容積百二十四立方センチメートル以上、液化フルオロカーボン四百七Cの容器にあつては内容積百十立方センチメートル以上、液化フルオロカーボン五百七Aの容器にあつては内容積百二十四立方センチメートル以上のものであること。

（新設）

ハ（略）

リ 充てんする容器は、本号に適合する液化フルオロカーボン十二、液化フルオロカーボン二十二、液化フルオロカーボン百三十四a、液化フルオロカーボン四百四A、液化フルオロカーボン四百七C若しくは液化フルオロカーボン五百七A又は次号に適合する液化ガスの容器として使用されたことのないものであること。

又（略）

三 温度三十五度においてゲージ圧力〇・八メガパスカル以下のものうち、毒性ガスを含まない液化ガス又は殺虫剤に用いる質量二百五十グラム以下の液化ガス（クロルメチルの質量が全質量の五十六パーセント以下で他の毒性ガスを含まないものに限る。）であつて、次に掲げる基準に適合する状態

にあるもの（前二号に掲げるものを除く。）

イ 人体に使用するエアゾールの噴射剤は、可燃性ガス（容器保安規則第二条第二十九号に規定する可燃性ガス（製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和五十年通商産業省告示第百九十一号）第十一条の二に規定するものを除く。）をいう。以下同じ。）でないこと。ただし、次のいずれかに該当するエアゾールの噴射剤を除く。

1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条の規定により厚生労働大臣の承認を得た医薬品又は医薬部外品

2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第三項に定める化粧品のうち、水量が全質量の四十パーセント以上で、かつ、噴射剤が全質量の十パーセント以下であつて、内容物をあわ状又はねり状に噴出するもの

ロ（略）

ハ 材料に鋼若しくは軽金属を使用した容器（内容物による腐食を防止するための措置を講じたものに限る。）又は内容積百立方センチメートル以下の容器（ガラス製の容器にあつては、合成樹脂等によりその内面又は外面を被覆したものに限る。）に充填されたものであること。

ニ 温度五十度における容器内の圧力の一・五倍の圧力で変形せず、かつ、温度五十度における容器内の圧力の一・八倍の圧力で破裂しない容器に充填されたものであること。ただし、圧力一・三メガパスカルで変形せず、かつ、圧力一・五メガパスカルで破裂しない容器に充填されたものに

にあるもの（前二号に掲げるものを除く。）

イ 人体に使用するエアゾールの噴射剤は、可燃性ガス（容器保安規則第二条第二十九号に規定する可燃性ガス（製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和五十年通商産業省告示第百九十一号）第十一条の二に規定するものを除く。）をいう。以下同じ。）でないこと。ただし、次のいずれかに該当するエアゾールの噴射剤を除く。

1 薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条の規定により厚生労働大臣の承認を得た医薬品又は医薬部外品

2 薬事法第二条第三項に定める化粧品のうち、水量が全質量の四十パーセント以上で、かつ、噴射剤が全質量の十パーセント以下であつて、内容物をあわ状又はねり状に噴出するもの

ロ（略）

ハ 材料に鋼若しくは軽金属を使用した容器（内容物による腐食を防止するための措置を講じたものに限る。）又は内容積百立方センチメートル以下の容器（ガラス製の容器にあつては、合成樹脂等によりその内面又は外面を被覆したものに限る。）に充てんされたものであること。

ニ 温度五十度における容器内の圧力の一・五倍の圧力で変形せず、かつ、温度五十度における容器内の圧力の一・八倍の圧力で破裂しない容器に充てんされたものであること。ただし、圧力一・三メガパスカルで変形せず、かつ、圧力一・五メガパスカルで破裂しない容器に充てんされたものに

あつては、この限りでない。

ホ 容器に充填された液化ガスを温度四十八度にしたとき、ガスが漏れないものであること。

へ (略)

ト 充填する容器は、本号に規定する液化ガス又は前号に適合する液化フルオロオレフィン千二百三十四 y f、液化フルオロカーボン十二、液化フルオロカーボン二十二、液化フルオロカーボン百三十四 a、液化フルオロカーボン四百四 A、液化フルオロカーボン四百七 c 若しくは液化フルオロカーボン五百七 A の容器として使用されたことのないものであること。

チ エアゾール以外の液化ガスにあつては、次の表の上欄の容器の種類に依じて、それぞれ、同表の下欄に掲げる表示すべき事項を、甲欄に掲げる事項にあつては容器の内容積が二百立方センチメートル（当該容器が円筒形であつて、底面の直径が八センチメートル以上、かつ、高さが七センチメートル以下である場合にあつては、二百五十立方センチメートル。以下同じ。）以上のものは日本工業規格 Z 8305 に規定する十六ポイント以上（平仮名の部分にあつては八ポイント以上）、二百立方センチメートル未満のものは日本工業規格 Z 8305 に規定する十二ポイント以上（平仮名の部分にあつては六ポイント以上）の大きさの文字で、乙欄に掲げる事項にあつては容器の内容積が二百立方センチメートル以上のものは日本工業規格 Z 8305 に規定する八ポイント以上、二百立方センチメートル未満のものは日本工業規格 Z 8305 に規定する六ポイント以上の大きさの文字で見やすい箇所に鮮明に表示した容器に充填されたものであること。また、下欄の表示すべき事項は

のにあつては、この限りでない。

ホ 容器に充てんされた液化ガスを温度四十八度にしたとき、ガスが漏れないものであること。

へ (略)

ト 充填する容器は、本号に規定する液化ガス又は前号に適合する液化フルオロカーボン十二、液化フルオロカーボン二十二、液化フルオロカーボン百三十四 a、液化フルオロカーボン四百四 A、液化フルオロカーボン四百七 c 若しくは液化フルオロカーボン五百七 A の容器として使用されたことのないものであること。

チ エアゾール以外の液化ガスにあつては、次の表の上欄の容器の種類に依じて、それぞれ、同表の下欄に掲げる表示すべき事項を、甲欄に掲げる事項にあつては容器の内容積が二百立方センチメートル（当該容器が円筒形であつて、底面の直径が八センチメートル以上、かつ、高さが七センチメートル以下である場合にあつては、二百五十立方センチメートル。以下同じ。）以上のものは日本工業規格 Z 8305 に規定する十六ポイント以上（平仮名の部分にあつては八ポイント以上）、二百立方センチメートル未満のものは日本工業規格 Z 8305 に規定する十二ポイント以上（平仮名の部分にあつては六ポイント以上）の大きさの文字で、乙欄に掲げる事項にあつては容器の内容積が二百立方センチメートル以上のものは日本工業規格 Z 8305 に規定する八ポイント以上、二百立方センチメートル未満のものは日本工業規格 Z 8305 に規定する六ポイント以上の大きさの文字で見やすい箇所に鮮明に表示した容器に充填されたものであること。また、下欄の表示すべき事項は

、枠を設け、白地に黒色の文字を用いる等鮮明に表示を行うこと。さらに、甲欄の表示すべき事項にあつては、当該枠内に赤地を設け白色の文字で表示し、乙欄に掲げる事項中使用するガスの種類にあつては、赤色の文字で表示すること。ただし、輸入された液化ガスであつて通関前のものについては、この限りでない。

燃料容器の種類	表示すべき事項	
	甲	乙
燃料容器（燃料用に可燃性ガスを充填した容器をいう。以下同じ。）であつてカートリッジガスこんろ（液化石油ガスを充填した容器が部品又は付属品として取り付けられる構造の液化石油ガスこんろをいう。以下同じ。）に使用することができるもの	火気と高温	<p>高圧ガスを使用した可燃性の製品であり、危険なため、下記の注意を守ること。</p> <p>一 こんろで炭の火をおこしたり、こんろを二台以上並べて使用しないこと。</p> <p>二 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。</p> <p>三 火の中に入れてはいけないこと。</p> <p>四 使い切つて捨てること。</p> <p>五 ガスを再充填しないこと。</p> <p>高圧ガス…使用するガスの種類</p>
燃料容器であつて	火気と高温	<p>高圧ガスを使用した可燃性の製品</p>

、枠を設け、白地に黒色の文字を用いる等鮮明に表示を行うこと。さらに、甲欄の表示すべき事項にあつては、当該枠内に赤地を設け白色の文字で表示し、乙欄に掲げる事項中使用するガスの種類にあつては、赤色の文字で表示すること。ただし、輸入された液化ガスであつて通関前のものについては、この限りでない。

燃料容器の種類	表示すべき事項	
	甲	乙
燃料容器（燃料用に可燃性ガスを充填した容器をいう。以下同じ。）であつてカートリッジガスこんろ（液化石油ガスを充填した容器が部品又は付属品として取り付けられる構造の液化石油ガスこんろをいう。以下同じ。）に使用することができるもの	火気と高温	<p>高圧ガスを使用した可燃性の製品であり、危険なため、下記の注意を守ること。</p> <p>一 こんろで炭の火をおこしたり、こんろを二台以上並べて使用しないこと。</p> <p>二 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。</p> <p>三 火の中に入れてはいけないこと。</p> <p>四 使い切つて捨てること。</p> <p>五 ガスを再充填しないこと。</p> <p>高圧ガス…使用するガスの種類</p>
燃料容器であつて	火気と高温	<p>高圧ガスを使用した可燃性の製品</p>

<p>燃料容器以外の容器であつて可燃性ガスを充填したものの</p>	<p>カートリッジガス こんろに使用する ことができないもの</p>
<p>火気と高温 に注意</p>	<p>に注意</p>
<p>品であり、危険なため、下記の注意を守ること。 一 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。 二 火気を使用している室内で大量に使用しないこと。 三 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。 四 火の中に入れてはいけないこと。 五 使い切つて捨てること。 高圧ガス…使用するガスの種類</p>	<p>品であり、危険なため、下記の注意を守ること。 一 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。 二 火の中に入れてはいけないこと。 三 使い切つて捨てること。 四 ガスを再充填しないこと。 高圧ガス…使用するガスの種類</p>
<p>燃料容器以外の容器であつて可燃性ガスを充填したものの</p>	<p>カートリッジガス こんろに使用する ことができないもの</p>
<p>火気と高温 に注意</p>	<p>に注意</p>
<p>品であり、危険なため、下記の注意を守ること。 一 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。 二 火気を使用している室内で大量に使用しないこと。 三 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。 四 火の中に入れてはいけないこと。 五 使い切つて捨てること。 高圧ガス…使用するガスの種類</p>	<p>品であり、危険なため、下記の注意を守ること。 一 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。 二 火の中に入れてはいけないこと。 三 使い切つて捨てること。 四 ガスを再充填しないこと。 高圧ガス…使用するガスの種類</p>

備考 (略)	燃料容器以外の容器であつて可燃性ガス以外のガス(特定不活性ガスを除く。)を充填したものの	高温に注意	高温に注意
	燃料容器以外の容器であつて特定不活性ガスを充填したものの	高温に注意	高温に注意
	<p>高圧ガスを使用しており危険なため、下記の注意を守ること。</p> <p>一 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たるところや火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。</p> <p>二 火の中に入れてはいけないこと。</p> <p>三 使い切つて捨てること。</p> <p>高圧ガス…使用するガスの種類</p>	<p>高圧ガスを使用しており危険なため、下記の注意を守ること。</p> <p>一 炎や火気の近くでは注意して使用すること。</p> <p>二 火気を使用している室内で大量に使用しないこと。</p> <p>三 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たるところや火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。</p> <p>四 火の中に入れてはいけないこと。</p> <p>五 使い切つて捨てること。</p> <p>高圧ガス…使用するガスの種類</p>	

備考 (略)	(新設)	燃料容器以外の容器であつて可燃性ガス以外のガスを充填したものの	高温に注意
	(新設)	高温に注意	高温に注意
	(新設)	<p>高圧ガスを使用しており危険なため、下記の注意を守ること。</p> <p>一 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たるところや火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。</p> <p>二 火の中に入れてはいけないこと。</p> <p>三 使い切つて捨てること。</p> <p>高圧ガス…使用するガスの種類</p>	<p>高圧ガスを使用しており危険なため、下記の注意を守ること。</p> <p>一 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たるところや火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。</p> <p>二 火の中に入れてはいけないこと。</p> <p>三 使い切つて捨てること。</p> <p>高圧ガス…使用するガスの種類</p>

リ エアゾールにあつては、次の表の上欄に掲げるエアゾールの容器の構造及び中欄に掲げるエアゾールの種類に依じて、それぞれ、同表の下欄に掲げる表示すべき事項を、甲欄に掲げる事項にあつては容器の内容積が二百立方センチメートル以上のものは日本工業規格Z8305に規定する十六ポイント以上（平仮名の部分にあつては八ポイント以上）、二百立方センチメートル未満のものは日本工業規格Z8305に規定する十二ポイント以上（平仮名の部分にあつては六ポイント以上）の大きさの文字で、乙欄に掲げる事項にあつては容器の内容積が二百立方センチメートル以上のものは日本工業規格Z8305に規定する八ポイント以上、二百立方センチメートル未満のものは日本工業規格Z8305に規定する六ポイント以上の大きさの文字で見やすい箇所に鮮明に表示した容器に充填されたものであること。また、下欄の表示すべき事項は、枠を設け、白地に黒色の文字を用いる等鮮明に表示を行うこと。さらに、甲欄の表示すべき事項にあつては、当該枠内に赤地を設け白色の文字で表示し、乙欄に掲げる事項中使用するガスの種類にあつては、赤色の文字で表示すること。また、使用中噴射剤が噴出しない構造のものにあつては、乙欄に掲げる事項中へ二重構造容器につき捨て方注意Vについて赤色の文字を用いるとともに、末尾の事項に下線を付して表示すること。ただし、輸入されたエアゾールであつて通関前のものについては、この限りでない。

エアゾールの容器の構造	エアゾールの種類	甲	乙	表示すべき事項
-------------	----------	---	---	---------

リ エアゾールにあつては、次の表の上欄に掲げるエアゾールの容器の構造及び中欄に掲げるエアゾールの種類に依じて、それぞれ、同表の下欄に掲げる表示すべき事項を、甲欄に掲げる事項にあつては容器の内容積が二百立方センチメートル以上のものは日本工業規格Z8305に規定する十六ポイント以上（平仮名の部分にあつては八ポイント以上）、二百立方センチメートル未満のものは日本工業規格Z8305に規定する十二ポイント以上（平仮名の部分にあつては六ポイント以上）の大きさの文字で、乙欄に掲げる事項にあつては容器の内容積が二百立方センチメートル以上のものは日本工業規格Z8305に規定する八ポイント以上、二百立方センチメートル未満のものは日本工業規格Z8305に規定する六ポイント以上の大きさの文字で見やすい箇所に鮮明に表示した容器に充填されたものであること。また、下欄の表示すべき事項は、枠を設け、白地に黒色の文字を用いる等鮮明に表示を行うこと。さらに、甲欄の表示すべき事項にあつては、当該枠内に赤地を設け白色の文字で表示し、乙欄に掲げる事項中使用するガスの種類にあつては、赤色の文字で表示すること。また、使用中噴射剤が噴出しない構造のものにあつては、乙欄に掲げる事項中へ二重構造容器につき捨て方注意Vについて赤色の文字を用いるとともに、末尾の事項に下線を付して表示すること。ただし、輸入されたエアゾールであつて通関前のものについては、この限りでない。

エアゾールの容器の構造	エアゾールの種類	甲	乙	表示すべき事項
-------------	----------	---	---	---------

使用中噴射剤が噴出する構造のもの	火炎長試験による火炎が認められないものであつて、かつ、噴射剤として可燃性ガスを使用しないもの（特定不活性ガスを使用しているものを除く。）	高温に注意	火炎長試験による火炎が認められないものであつて、かつ、噴射剤として特定不活性ガスを使用しているもの
高圧ガスを使用しており危険なため、下記の注意を守ること。 一 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。 二 火の中に入れてはいけないこと。 三 使い切つて捨てること。 高圧ガス…使用するガスの種類	高温に注意	<p>一 炎や火気の近くでは注意して使用すること。</p> <p>二 火気を使用している室内で大量に使用しないこと。</p> <p>三 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。</p> <p>四 火の中に入れてはいけないこと。</p>	

使用中噴射剤が噴出する構造のもの	火炎長試験による火炎が認められないものであつて、かつ、噴射剤として可燃性ガスを使用しないもの	高温に注意	(新設)
高圧ガスを使用しており危険なため、下記の注意を守ること。 一 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。 二 火の中に入れてはいけないこと。 三 使い切つて捨てること。 高圧ガス…使用するガスの種類	(新設)	(新設)	(新設)

又 使用中噴射剤が噴出しない構造の容器に充填されたエア

備考 (略)	使用中噴射剤が噴出しない構造のもの			
	(略)		火炎長試験による火炎が認められるもの又は噴射剤として可燃性ガスを使用しているもの	
	(略)		火気と高温に注意	
	(略)	<p>四 火の中に入れてはいけないこと。</p> <p>五 使い切って捨てること。</p> <p>高圧ガス…使用するガスの種類</p>	<p>一 炎や火気の近くで使用しないこと。</p> <p>二 火気を使用している室内で大量に使用しないこと。</p> <p>三 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。</p>	<p>五 使い切って捨てること。</p> <p>高圧ガス…使用するガスの種類</p>

又 使用中噴射剤が噴出しない構造の容器に充てんされたエア

備考 (略)	使用中噴射剤が噴出しない構造のもの			
	(略)		火炎長試験による火炎が認められるもの又は噴射剤として可燃性ガスを使用しているもの	
	(略)		火気と高温に注意	
	(略)	<p>四 火の中に入れてはいけないこと。</p> <p>五 使い切って捨てること。</p> <p>高圧ガス…使用するガスの種類</p>	<p>一 炎や火気の近くで使用しないこと。</p> <p>二 火気を使用している室内で大量に使用しないこと。</p> <p>三 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。</p>	

ゾールにあつては、使用後当該噴射剤を当該容器から容易に排出することができる構造のものに充てんされたものであること。

ル (略)

第四条の二 令第二条第三項第九号の経済産業大臣が定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 分析機器内における高圧ガスであつて、次のイ及びロのいずれにも該当するもの。

イ 内容積が百ミリリットル以下であること。

ロ 使用時におけるガスの圧力が設計圧力を超えない構造であること。

二 エアバッグガス発生器内における高圧ガスであつて、次のイ及びロのいずれにも該当するもの。

イ 内容積が百ミリリットルを超える場合

(イ) 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和五十年通商産業省告示第二百九十一号。以下「製造細目告示」という。）第十二条の十六第一号イに適合する高圧ガスであつて毒性を有しないものが封入してあること。

(ロ) 作動時におけるガスの圧力が設計圧力を超えない構造であること。

(ハ) 法第四十四条第四項の容器検査又はこれと同等以上の検査における容器の規格に適用するものであること。

ロ 内容積が百ミリリットル以下の場合、製造細目告示第十二条の十六第一号イに適合する高圧ガスであつて毒性を有しないものが封入してあること。

三 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第二

アゾールにあつては、使用後当該噴射剤を当該容器から容易に排出することができる構造のものに充てんされたものであること。

ル (略)

(新設)

条第一項に規定する空気銃（以下単に「空気銃」という。）

又は第二十一条の三第一項に規定する準空気銃（以下単に「準空気銃」という。）内における高圧ガスであつて、次のイ及びロのいずれにも該当するもの。

イ 内容積が五百ミリリットル以下であること。

ロ 充填されるガスが不活性ガス又は空気であること。

四 消火活動のため使用される放水銃内における高圧ガスであつて、次のイ及びロのいずれにも該当するもの。

イ 内容積が五百ミリリットル以下であること。

ロ 充填されるガスが不活性ガス又は空気であること。

五 前二号に規定する空気銃、準空気銃又は放水銃へ高圧ガスを充填するための設備内における高圧ガスであつて、次のイ及びロのいずれにも該当するもの。

イ 内容積が五百ミリリットル以下であること。

ロ 充填するガスが不活性ガス又は空気であること。

六 冷凍設備へ高圧ガスを充填するための設備内における高圧ガスであつて、次に該当するもの。

イ 充填するガスが二酸化炭素又はフルオロカーボン（不活性のものに限る。）であること。

第六条 令第十五条第一号の経済産業大臣が定めるものは、次の各号のいずれにも該当する設備とする。

一 一六（略）

二 令第十五条第二号の経済産業大臣が定めるものは、次の各号のいずれにも該当する設備とする。

一・二（略）

三 当該設備の冷媒ガスの充填量が三千キログラム未満であること。

第六条 令第十五条第一号の経済産業大臣が定めるものは、次の各号のいずれにも該当する設備とする。

一 一六（略）

二 令第十五条第二号の経済産業大臣が定めるものは、次の各号のいずれにも該当する設備とする。

一・二（略）

三 当該設備の冷媒ガスの充てん量が三千キログラム未満であること。

